

1 部会の開催状況について

- 平成 23 年 4 月 28 日（木） 第 1 回 総務部会
 - (1) 前期計画の点検について
- 平成 23 年 5 月 26 日（木） 第 2 回 総務部会
 - (1) 後期計画（素案）について
- 平成 23 年 9 月 26 日（月） 第 3 回 総務部会
 - (1) 後期計画（素案）について
- 平成 23 年 10 月 7 日（金） 第 4 回 総務部会
 - (1) 後期計画（素案）について

2 主要施策について

I 市民と行政との協働によるまちづくり

- 1 市民主体のまちづくりの推進・・・・・・・・・・ P 1～ 2
(総務部)
- 2 コミュニティ活動の推進・・・・・・・・・・ P 3～ 4
(総務部)
- 3 人権尊重と男女共同参画社会の形成・・・・・・・・ P 5～ 6
(総務部)
- 4 情報化の推進・・・・・・・・・・ P 7～ 8
(総務部)
- 6 広域行政の推進・・・・・・・・・・ P 9～ 9
(総務部)
- 7 健全な財政運営・・・・・・・・・・ P10～11
(総務部) (市民部)
- 8 効率的な行政運営・・・・・・・・・・ P12～13
(総務部)

III 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

- 4 防災対策の充実・・・・・・・・・・ P14～15
(総務部) (建設水道部)
- 1 3 総合交通体系・・・・・・・・・・ P16～17
(総務部)
- 1 4 雪を活かし雪に強いまちづくりの推進・・・・ P18～19
(総務部) (建設水道部)

3 個別事業について・・・・・・・・・・ P20～20

新規事業	6 本
継続事業	3 本
先送事業	0 本
後期事業	2 本
合計	11 本

【前期計画】

〔現状と課題〕

- ◆これからの公共サービスは、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが難しくなっており、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、ともに手を携えてまちづくりを担っていくことが重要となっています。
- ◆これまでも市民参加による各種計画の策定や事業実施段階での市民参画を進めてきましたが、市民主体のまちづくりを進めるためにも、市民と行政がともに協働についての共通認識を持つことが必要です。
- ◆そのためには、市民がまちづくりに参加、参画する仕組みを整備するとともに、行政と市民の信頼関係を強固なものとし、互いの役割を適切に分担しながら協働してまちづくりを進めて行くことが必要です。
- ◆また、市民の間にはNPOやボランティア団体などの活動を通じてまちづくりに関わりを持つ動きがでてきているため、人材育成やまちづくりに参画する市民意識の醸成が必要です。
- ◆さらに透明性の高い公平・公正な行政運営を進めるため、行政情報を積極的に提供し情報の共有化を図る必要があります。そのためには、広報誌やホームページなどによる多様な広報・広聴活動の展開と情報公開が求められています。
- ◆合併による行政区域の広域化に対し、急激な変化を緩和し新市の一体化を円滑に推進するため風連地区に合併特例区（平成18年から平成23年までの5年間）を設置しています。合併特例区には、区域内における重要案件を審議し意見する特例区協議会が設置され、区域の振興を図るための役割を担っています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆市民が中心となってまちづくりを進めるため、さまざまな施策の計画、実施、評価の各段階において積極的な市民の参画を図るルールづくりを行います。
- ◆行政区域の広域化に対応し、また、市民主体のまちづくりを推進するため、新しいまちづくりの仕組みを創設します。
- ◆誰もがボランティア活動に取り組むことができる体制づくりやNPO活動に関する相談窓口の充実を図ります。
- ◆広報・広聴活動や情報公開を積極的に行い、透明性の高い公平・公正な行政運営を行います。

【後期計画】

〔現状と課題〕

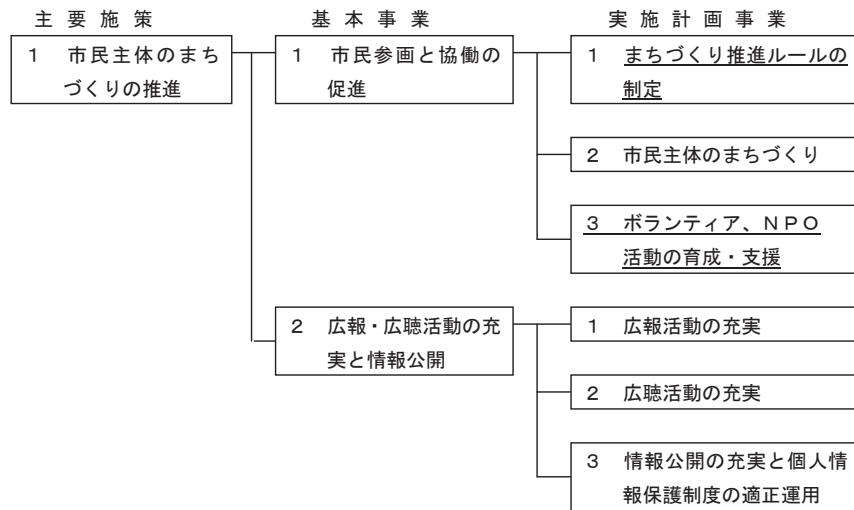
- ◆これからの公共サービスは、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが難しくなっており、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、ともに手を携えてまちづくりを担っていくことが重要となっています。
- ◆市民がまちづくりに参加、参画する仕組みを整備するとともに、行政と市民の信頼関係を強固なものとし、互いの役割を適切に分担しながら協働してまちづくりを進めて行くための基本ルールである「名寄市自治基本条例」や住民参加制度の1つであるパブリック・コメント手続き条例を施行しました。
- ◆今後は、この基本ルールに基づき市民・議会・市が連携協力しながら、「市民が主体のまちづくり」を推進する必要があります。
- ◆さらに透明性の高い公平・公正な行政運営を進めるため、行政情報を積極的に提供し情報の共有化を図る必要があります。そのためには、広報誌やホームページなどによる多様な広報・広聴活動の展開と情報公開が求められています。
- ◆まちづくりを推進する地域コミュニティの新たな形として、名寄地区には地域連絡協議会が設置され、防災対策等町内会の枠を越える課題に対し、連携して対応する仕組みが歩み始めております。また、風連地区では、行政区から町内会組織に移行するとともに、風連地区まちづくり協議会が設置されました。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆市民が中心となってまちづくりを進めるため、さまざまな施策の計画、実施、評価の各段階において積極的な市民の参画を推進します。
- ◆市民主体のまちづくりを推進するため、パブリック・コメントの推進と新たなまちづくりの仕組みを創設します。
- ◆広報・広聴活動や情報公開を積極的に行い、透明性の高い公平・公正な行政運営を行います。

【前期計画】

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 市民参画と協働の促進

- ◎市民自治を基本に、参画と協働による新しいまちづくりの理念や仕組みを定める自治基本条例を制定します。
- ◎地域住民が自ら暮らす地域を核としたまちづくりに参加できる地域自治区を創設し、よりよい市民自治のあり方をつくりあげていきます。
- ◎ボランティアやNPOをまちづくりのパートナーとして、その自主性・自発性を尊重しながら活動を支援します。

2 広報・広聴活動の充実と情報公開

- ◎情報公開により市政の透明性を高め、市民が市政情報を共有するとともに、市政について誰もが意見・提案ができ、それが市政に反映される、市民に開かれた市政の実現を目指します。
- ◎市が保有する市民一人ひとりの個人情報を適切に保管・更新し、市民誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

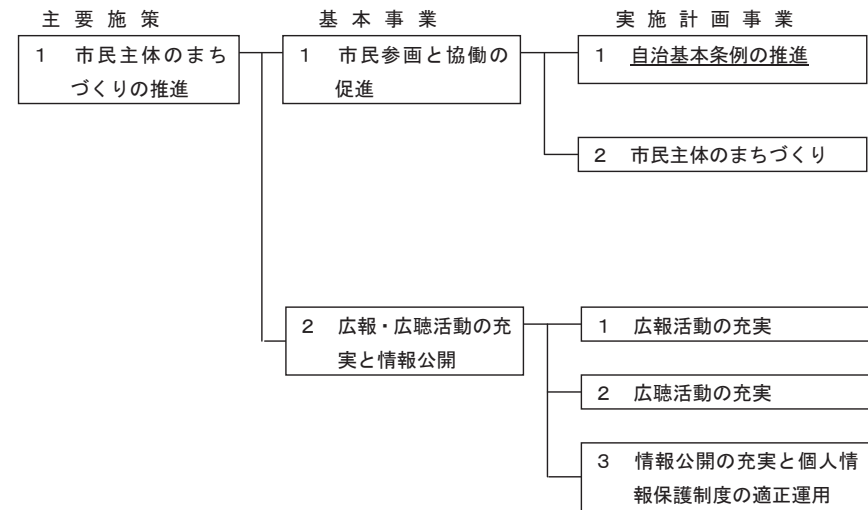
〔主な計画事業〕

〈前期〉

- 自治基本条例の制定
- 地域自治区の創設

【後期計画】

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 市民参画と協働の促進

- ◎市民自治を基本に、参画と協働による新しいまちづくりの理念や仕組みを定める自治基本条例に基づき住民参加制度であるパブリック・コメントの推進と新たな市民参加制度の構築を図るよう努めます。
- ◎地域住民が自ら暮らす地域を核としたまちづくりに参加できる地域自治区の創設を目指し、地域連絡協議会をはじめ、ボランティア活動、NPOなど地域における住民の主体的な取り組みを通じて、住民と行政が協働して地域を支えていく仕組みをつくりあげていきます。

2 広報・広聴活動の充実と情報公開

- ◎情報公開により市政の透明性を高め、市民が市政情報を共有するとともに、市政について誰もが意見・提案ができ、それが市政に反映される、市民に開かれた市政の実現を目指します。
- ◎市が保有する市民一人ひとりの個人情報を適切に保管・更新し、市民誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

〔主な計画事業〕

- 自治基本条例の推進
- 地域自治区の創設

【前期計画】

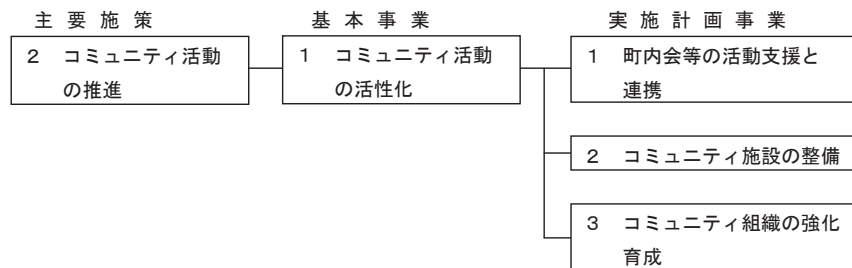
〔現状と課題〕

- ◆名寄市では、名寄区域の町内会、風連区域の行政区や町内会による住民主体の活動が活発になされており、それを推進するために支援を行ってきました。
- ◆一方では少子高齢化・核家族化が進み、生活様式や価値観の多様化により、地域社会の連帯感が薄れていく傾向があります。今後は、地域コミュニティ活動において支障になる要因の把握に努め活性化を促進することが必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆住みよい地域社会を築くためにその基盤である町内会等の活動を支援します。
- ◆コミュニティ活動の拠点となる会館の整備を支援します。
- ◆住民の最も身近な自治組織である、町内会・行政区など既存の地域コミュニティのあり方を検討し、区域再編など組織の強化育成に努めます。

〔施策の体系〕



【後期計画】

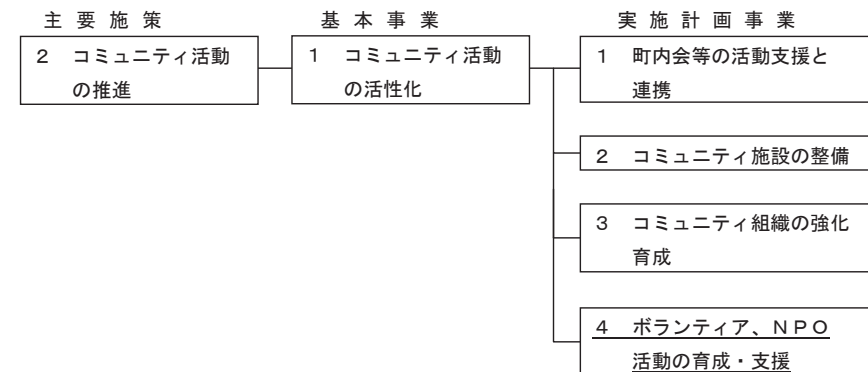
〔現状と課題〕

- ◆名寄市では、町内会による住民主体の活動が活発になされており、それを推進するために支援を行ってきました。
- ◆一方では少子高齢化・核家族化が進み、生活様式や価値観の多様化により、地域社会の連帯感が薄れていく傾向があります。今後は、地域コミュニティ活動において支障になる要因の把握に努め活性化を促進することが必要です。
- ◆また、市民の間にはボランティア団体やNPOなどの活動を通じてまちづくりに関わりを持つ動きがでてきているため、人材育成やまちづくりに参画する市民意識の醸成が必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆住みよい地域社会を築くためにその基盤である町内会等の活動を支援します。
- ◆地域コミュニティ活動の拠点となる会館の整備を支援します。
- ◆住民の最も身近な自治組織である、町内会など既存の地域コミュニティのあり方を検討し、区域再編など組織の強化育成に努めます。
- ◆誰もがボランティア活動に取り組むことができる体制づくりやNPO活動に関する相談窓口の充実を図ります。

〔施策の体系〕



【前期計画】

〔基本事業〕

1 コミュニティ活動の活性化

- ◎自治意識と地域の連帯感を高める啓発活動を推進するとともに、町内会等の活動に対し積極的に支援します。また、町内会等の活動の拠点となる会館の機能充実を図るための支援を行います。
- ◎地域の互助的役割などの機能が維持できるよう町内会相互の連携、再編に対し支援を行います。

〔主な計画事業〕

〈前期・後期〉

- 町内会自治活動交付金事業
- 町内会連合会補助事業
- 町内会館等建設費補助事業
- 行政推進交付金事業

【後期計画】

〔基本事業〕

1 コミュニティ活動の活性化

- ◎自治意識と地域の連帯感を高める啓発活動を推進するとともに、町内会等の活動に対し積極的に支援します。また、町内会等の活動の拠点となる会館の機能充実を図るための支援を行います。
- ◎地域の互助的役割などの機能が維持できるよう町内会相互の連携、再編に対し支援を行います。
- ◎地域連絡協議会の活性化と連携、他地域の連絡協議会との連携や活動に対し支援を行います。
- ◎ボランティアやNPOをまちづくりのパートナーとして、その自主性・自発性を尊重しながら活動を支援します。

〔主な計画事業〕

- 町内会自治活動交付金事業
- 町内会連合会補助事業
- 町内会館等建設費補助事業
- 地域連絡協議会交付金事業
- まちづくり推進事業

【前期計画】

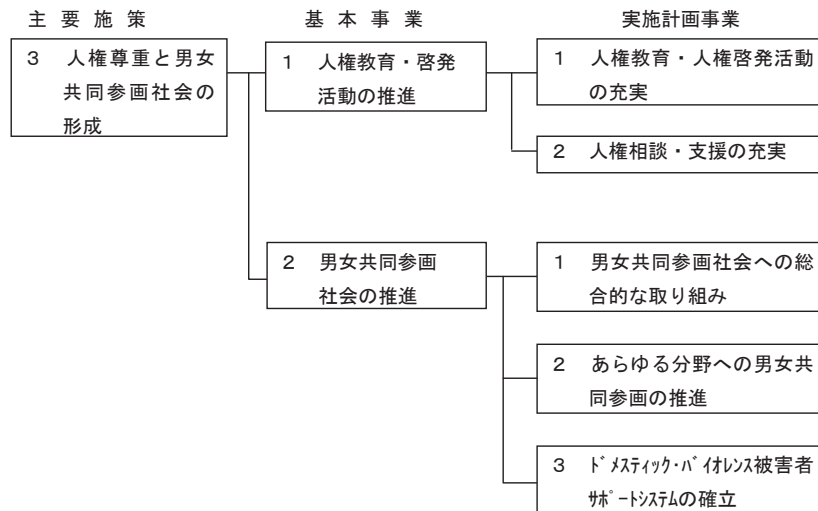
〔現状と課題〕

- ◆近年、少子高齢化・核家族化などの進行に伴う家庭の崩壊など、特に老人・子ども達に関わる痛ましい事件が多発しています。個々の人格を尊重しあうなど、誰もが尊重され、共に生き、助け合う社会を築いていくため、学校や家庭など日常生活のなかで人権意識が育まれていくような活動を充実していく必要があります。また、法務局や人権擁護委員などとの連携のもと、相談事業を積極的に推進することが重要です。
- ◆男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を推進していますが、固定的な性別役割分担意識は社会の仕組みや生活習慣のなかに依然として根強く残っています。このため、従来の社会制度・慣行の見直し、意識改革をはじめ、あらゆる分野に男女がともに参画し、個性と能力が十分に発揮できる環境と条件を整備する必要があります。

〔施策の基本的考え方〕

- ◆広く市民の間に人権意識の普及・高揚を図り、人権教育、人権啓発活動を推進します。
- ◆男女共同参画社会の実現に向けた推進計画の実効性を高めることや条例の早期制定を行い、総合的な施策の推進に努めます。

〔施策の体系〕



【後期計画】

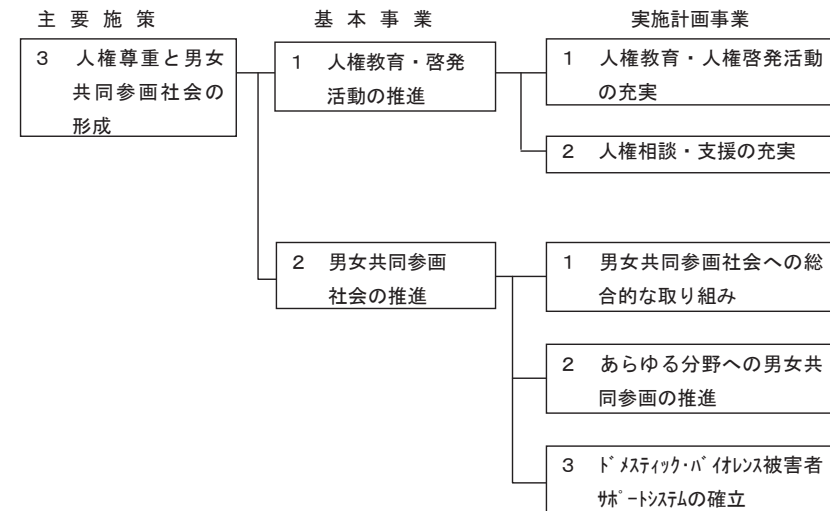
〔現状と課題〕

- ◆近年、少子高齢化・核家族化などの進行に伴う家庭の崩壊など、特に老人・子ども達に関わる痛ましい事件が多発しています。個々の人格を尊重しあうなど、誰もが尊重され、共に生き、助け合う社会を築いていくため、学校や家庭など日常生活のなかで人権意識が育まれていくような活動を充実していく必要があります。また、法務局や人権擁護委員などとの連携のもと、相談事業を積極的に推進することが重要です。
- ◆男女共同参画社会の実現を目指し、各種施策を推進していますが、固定的な性別役割分担意識は社会の仕組みや生活習慣のなかに依然として根強く残っています。このため、従来の社会制度・慣行の見直し、意識改革をはじめ、あらゆる分野に男女がともに参画し、個性と能力が十分に発揮できる環境と条件を整備する必要があります。

〔施策の基本的考え方〕

- ◆広く市民の間に人権意識の普及・高揚を図り、人権教育、人権啓発活動を推進します。
- ◆男女共同参画社会の実現に向けた推進計画の実効性を高めることや条例の制定を目指し、さらなる市民の高揚を図るなど、総合的な施策の推進に努めます。

〔施策の体系〕



【 前 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 人権教育・啓発活動の推進

◎多様化、複雑化する人権問題へ適切に対処できる相談体制を支援するとともに、人権ポスターや作文の募集など、学校教育や社会教育の中での人権啓発活動を進めます。

2 男女共同参画社会の推進

◎男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを進めるため、広報・啓発活動、研修会や講演会の開催など、男女平等を推進する活動の充実を図ります。また、異性に対するあらゆる暴力を無くすための基盤づくりのため、相談体制などの整備に努めます。

〔主な計画事業〕

〈前期・後期〉

■名寄市男女共同参画推進計画の推進

【 後 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 人権教育・啓発活動の推進

◎多様化、複雑化する人権問題へ適切に対処できる相談体制を支援するとともに、人権ポスターや作文の募集など、学校教育や社会教育の中での人権啓発活動を進めます。

2 男女共同参画社会の推進

◎男女共同参画の視点から、固定的な性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行の見直しを進めるため、広報・啓発活動、研修会や講演会の開催など、男女平等を推進する活動の充実を図ります。また、異性に対するあらゆる暴力を無くすための基盤づくりに向け、相談体制などの整備に努めます。

〔主な計画事業〕

■名寄市男女共同参画推進計画の推進

【前期計画】

〔現状と課題〕

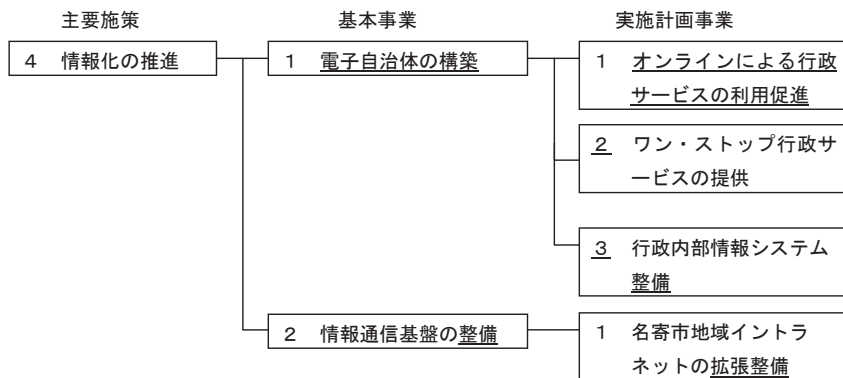
- ◆めざましい進化を遂げるICT技術は、各分野に定着し利便性をもたらしています。
- ◆本市においてもこの技術を利用した各種行政システムなどの稼働や地域イントラネットの整備により、行政サービスの充実を目指した環境が整備されています。
- ◆今後もICT技術や住民ニーズの動向を見極めながら計画的に情報化を進め、行政のより効果的な事務形態や高度な住民サービスの提供が必要です。

- ◆市民がICT技術の恩恵を享受できるよう、全地域にわたる高速情報通信網の整備と個人情報の保護や情報セキュリティ対策も今後の重要な課題です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆国は重点施策として「ノン・ストップ、ワン・ストップ行政サービスの提供」を掲げ、情報通信基盤を活用した、より高度な電子自治体の構築を目指しています。
- ◆本市において整備されたイントラネットを活用した住民サービスの提供と、住民の利便性を高める行政事務の効率化を主体とした事業を計画的に進めます。

〔施策の体系〕



【後期計画】

〔現状と課題〕

- ◆めざましい進化を遂げるICT技術は、各分野に定着し利便性をもたらしています。
- ◆本市においてもこの技術を利用した各種行政システムなどの稼働や地域イントラネットの整備により、行政サービスの充実を目指した環境が整備されています。
- ◆今後は整備された各種情報システムをより有効に活用できるよう機能強化を図る必要があります。

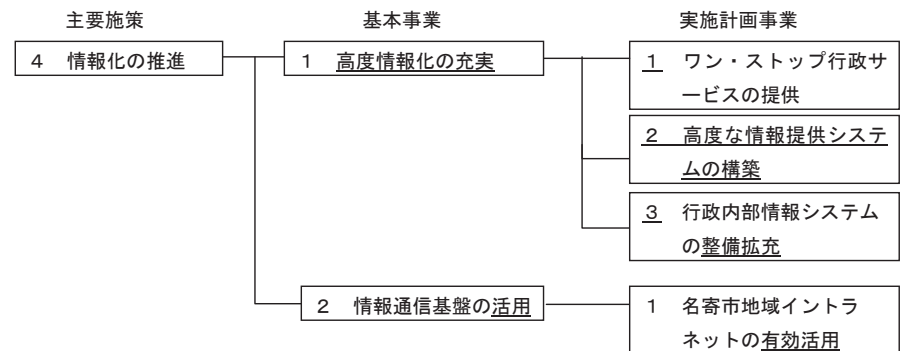
- ◆また最新の技術も視野に入れた運用管理の方策や、省資源・省エネルギー時代にふさわしい情報システムのあり方を研究する必要があります。

- ◆市民がICTの進展を体現するために、本市におけるブロードバンド環境下で情報発信ツールを最大限活用し、多様なジャンルの情報を提供することが必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆国は、21世紀の社会課題を解決するためにICTを積極的に活用する段階に移行して行くことを重要戦略としています。地域情報化の施策では「地域プラットフォーム」の構築と活用を掲げ、より高度で住民の利便性の高い「ワン・ストップサービスの提供」を目指しています。
- ◆本市においては現在稼働している各種システムを活用した住民サービスの継続提供と、住民の利便性を高める行政事務の効率化を主体とした事業を計画的に進めます。

〔施策の体系〕



【 前 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 電子自治体の構築

◎インターネットの活用と業務システム整備によるノン・ストップ、ワン・ストップ行政サービスの実現と行政事務の簡素・効率化を促進するための管理システムを導入します。

2 情報通信基盤の整備

◎市内全域において均一な情報サービスを享受できるよう、民間通信事業者の整備を基本として情報通信環境の整備促進を図ります。また、すべての公共施設のネットワーク化を実現するためにイントラネットの拡張整備を進めます。

〔主な計画事業〕

〈前期〉

- 戸籍電子化・戸籍システム導入事業
- 電子申請届出システム導入事業

〈後期〉

- 電子調達・入札システム導入事業
- 文書管理システム導入事業
- イン트라ネット 拡張整備事業

【 後 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 高度情報化の充実

◎新たな進展を見せるインターネット技術を活用したポータルサイトを整備します。また、総合行政システムの更新を実施するとともに、情報資産を確実に保護し可用性を確保するための方策を講じます。行政事務の各システムの省エネルギー化を実施し、ペーパーレスの促進に資するシステムを導入します。

2 情報通信基盤の活用

◎すべての公共施設を結ぶ高速ネットワークをより有効活用し、きめ細かな情報提供サービスを進めます。また、教育機関のネットワークの高速化と確実なセキュリティを確保します。

〔主な計画事業〕

- 文書管理システム導入事業
- イン트라ネット機器等更新事業
- ポータルサイト更新事業
- 総合行政システム機器更新事業
- 情報提供システム再構築事業

【前期計画】

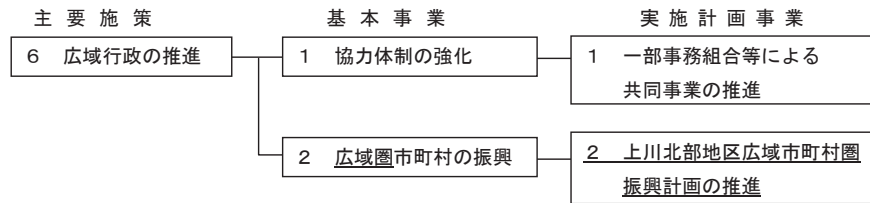
〔現状と課題〕

- ◆上川北部圏域では、従来から交通、医療福祉、防災・救急、衛生、教育文化などで効果的な広域ネットワークを形成してきています。広域的な振興を図るため各分野において関係市町村との連携をさらに進める必要があります。
- ◆広域行政圏は、昭和46年以降全国で作られ、北海道では上川北部地区広域市町村圏（2市5町1村）を含め20圏域が設定されています。
- ◆住民の生活圏は、市町村の区域を越えて広がり、その内容も多様化しています。住民の行政需要は必然的に広域化しており、この傾向は今後さらに高まるものと思われます。また、地方分権時代における自立的なまちづくりを目指して市町村合併が進行してきています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆上川北部地区広域市町村圏の中心都市として、広域的な視点で関係市町村との連携を強め、圏域の総合的な振興発展に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 協力体制の強化

◎上川北部地区では、密接な連携と協力のもと交通、医療福祉、防災・救急、衛生、教育文化など広域的なネットワークの形成に努めるとともに、事務事業の共同処理などを推進し、圏域の総合的な発展に努めます。

2 広域圏市町村の振興

◎地域の特性を活かし、関係市町村との連携と協力で上川北部地区広域市町村圏振興計画を策定し推進します。また、国や道の各種計画との整合性を図りながら施策事業を推進し、圏域の個性ある地域づくりに努めます。

【後期計画】

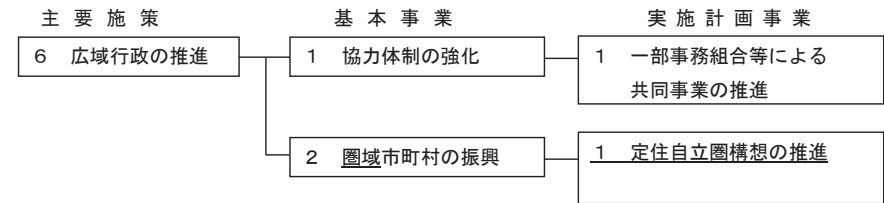
〔現状と課題〕

- ◆上川北部圏域では、従来から交通、医療福祉、防災・救急、衛生、教育文化などで効果的な広域ネットワークを形成してきています。広域的な振興を図るため各分野において関係市町村との連携をさらに進める必要があります。
- ◆広域行政圏は、国の制度廃止に伴い減少し、北海道では上川北部地区広域市町村圏（2市6町1村）を含め9圏域となっています。一方、広域連携の新たな手法として創設された定住自立圏構想は、北海道では6圏域が形成されており、本市においても北・北海道中央圏の中心市としての役割が求められています。
- ◆住民の生活圏は、市町村の区域を越えて広がり、その内容も多様化しています。住民の行政需要は必然的に広域化しており、この傾向は今後さらに高まるものと思われます。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆上川北部地区広域市町村圏の中心都市として、さらには、定住自立圏構想における中心市として、広域的な視点で関係市町村との連携・協力を強め、圏域の総合的な振興発展に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 協力体制の強化

◎上川北部地区では、密接な連携と協力のもと交通、医療福祉、防災・救急、衛生、教育文化など広域的なネットワークの形成に努めるとともに、事務事業の共同処理などを推進し、圏域の総合的な発展に努めます。

2 圏域市町村の振興

◎国が進める定住自立圏構想では、名寄市と士別市が複眼型の中心市として、上川北部地区をはじめ、オホーツク地区及び宗谷地区の一部と形成した「北・北海道中央圏」において、中心市が持つ都市機能と周辺町村が持つ機能を活用し、相互に連携・協力することにより、定住のための暮らしに必要な機能を総体として確保し、圏域の活性化と地域特性を生かした魅力ある地域づくりに努めます。

〔主な計画事業〕

- 定住自立圏構想の推進

【前期計画】

〔現状と課題〕

- ◆ 国・地方の巨額の長期債務残高が財政状況の悪化に拍車をかけ、国の構造改革に伴う地方交付税の削減などにより経常収支比率が上昇し、財政の硬直化が一層進みました。
- ◆ 少子高齢化の進行により税収が伸び悩み、保健福祉関連事業に要する経費が増加しており、基金（＝貯金）を活用してきた財政運営にも「かげり」が生じてきました。
- ◆ 起債（＝借金）の借入制限の目安になる「実質公債費比率」は、国の定める18%の基準を超え、起債発行に北海道知事の許可が必要になりました。
- ◆ 新型交付税を含む国の「歳出・歳入一体改革」は、さらなる地方交付税の見直し・税源移譲により、小規模な市町村の台所を直撃し、財政力の地域間格差が拡大することが想定されます。
- ◆ 合併に伴う支援策の合併特例債を活用した公共施設の整備が可能になりましたが、借金に変わりなく、公債費の累増が見込まれ、過大な「負の遺産」を後世に引き継がないように、年度間のバランスのとれた事業の厳選と公債費の管理が必要になります。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆ 市民に分かりやすい財政情報を公表するとともに適切な事業選択と公債管理を行います。
- ◆ 適正な受益と負担に基づき、安定的に住民サービスを提供できる弾力性のある持続可能な財政運営を目指します。
- ◆ 地方分権が進み、地方の自立がより求められ、限られた財源の中で多様な行政需要に対応するために、市民に提供するサービスの範囲と地域・市民の役割の調整を図ります。

【後期計画】

〔現状と課題〕

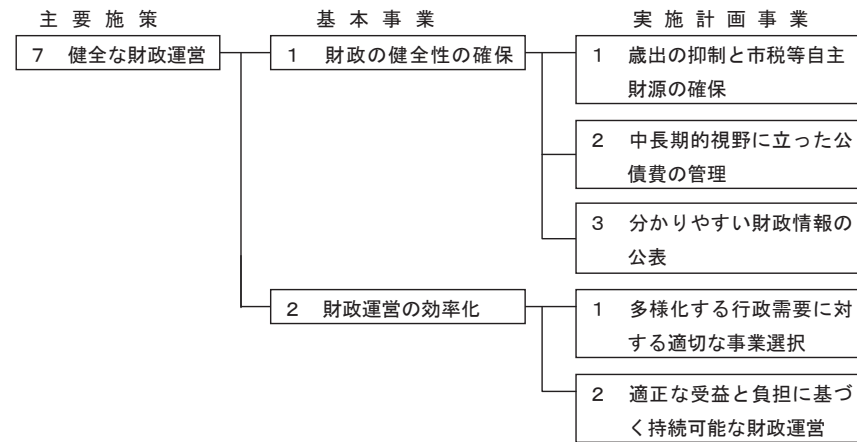
- ◆ 国の三位一体改革に伴う地方交付税配分については、近年、地方財政に配慮した交付になっていますが、今後は東日本大震災の影響を考慮する必要があります。また国・地方の巨額の長期債務残高が財政状況の悪化に拍車をかけ、さらに長引く景気の低迷などにより厳しい財政環境となっています。
- ◆ 少子高齢化の進行により税収が伸び悩み、保健福祉関連事業に要する経費が増加しており、基金（＝貯金）を活用してきた財政運営にも「かげり」が生じてきました。
- ◆ 起債（＝借金）の借入制限の目安になる「実質公債費比率」は、国の定める18%の基準をわずかに下回りました。しかしながら、自主財源の割合が小さい状況にあり、楽観はできません。
- ◆ 新型交付税を含む国の「歳出・歳入一体改革」は、さらなる地方交付税の見直し・税源移譲により、小規模な市町村の台所を直撃し、財政力の地域間格差が拡大することが想定されます。
- ◆ 合併に伴う支援策の合併特例債を活用した公共施設の整備が可能になりましたが、借金に変わりなく、公債費の累増が見込まれ、過大な「負の遺産」を後世に引き継がないように、年度間のバランスのとれた事業の厳選と公債費の管理が必要になります。
- ◆ 東日本大震災が日本経済に与える影響、「地域主権戦略」による地方財政への影響や、合併後10年を経過した後の財政優遇措置の消失を考慮する必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆ 市民に分かりやすい財政情報を公表するとともに適切な事業選択と公債管理を行います。
- ◆ 適正な受益と負担に基づき、安定的に住民サービスを提供できる弾力性のある持続可能な財政運営を目指します。
- ◆ 地方分権が進み、地方の自立がより求められ、限られた財源の中で多様な行政需要に対応するために、市民に提供するサービスの範囲と地域・市民の役割の調整を図ります。

【前期計画】

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 財政の健全性の確保

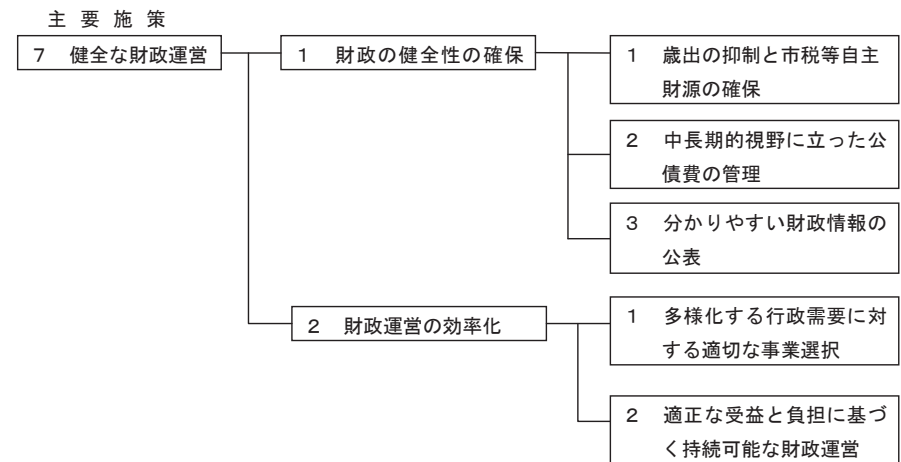
- ◎市税などの徴収率の向上、遊休地の処分を実施します。
- ◎公債費負担適正化計画を策定し、適切な公債管理を行います。
- ◎バランスシート、行政コスト計算書など分かりやすい財政情報の公表を行います。

2 財政運営の効率化

- ◎中期財政計画を立て、必要度、緊急度、優先度を総合的に検討し、さらに、効率的で投資効果の高い事業の選択を行います。
- ◎外部評価を含む行政評価システムによる事業の評価を行います。

【後期計画】

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 財政の健全性の確保

- ◎市税などの徴収率の向上、遊休地の処分を実施します。
- ◎公債費負担適正化計画を策定し、適切な公債管理を行います。
- ◎バランスシート、行政コスト計算書などの新公会計制度による財務諸表により、分かりやすい財政情報の公表を行います。

2 財政運営の効率化

- ◎中期財政計画を立て、必要度、緊急度、優先度を総合的に検討し、さらに、効率的で投資効果の高い事業の選択を行います。
- ◎外部評価を含む行政評価システムによる事業の評価を行います。

【前期計画】

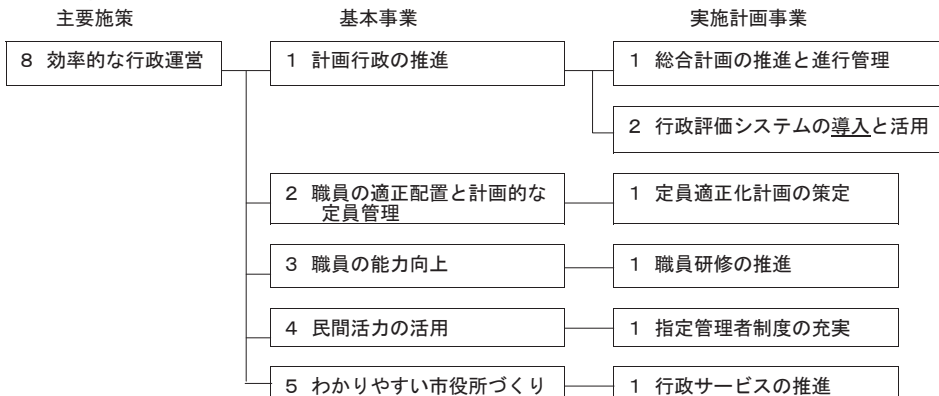
〔現状と課題〕

- ◆本市では、これまで行政サービスの向上と簡素で効率的な行政を目指して、行財政改革推進計画を定め、行政機構のスリム化を図るなど行政改革を積極的に推進してきました。また、事業の必要性・効率性を検討し、経費の節減と行政の質的向上を図ってきました。
- ◆社会経済状況が大きく変化し地方分権が進展する中で、自己決定、自己責任を原則に自立した自治体運営と市民と行政との連携が求められています。行財政改革の推進と市民参画による行政情報の共有、行政評価による事務事業の見直しを進め、効率的な行政運営によるまちづくりが必要です。
- ◆職員は常に自らの意識改革を図り、市民への説明責任を果たし、市民との協働を進めていく遂行能力を養うことが重要です。
- ◆効率的な事務処理を進めるため、組織機構の見直しや適正な人員配置が必要です。
- ◆厳しい財政状況下で、質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供していくためには、積極的に民間活力を導入し活用していくことが必要です。
- ◆市民にとって利用しやすく、わかりやすい市役所づくりが必要です。また、障がいを持つ方、高齢者や車椅子利用者が利用しやすくなるよう、庁舎施設のバリアフリー化を進める必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆行財政改革推進計画を推進し、市民参画による総合計画の推進管理を行い、行政評価システムの導入と活用により市民への説明責任を果たし、効率的な行政運営を目指します。
- ◆定員適正化計画に基づき、職員の適正配置と計画的な定員管理を推進します。また、職員の意識改革を図り、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる職員の養成を推進します。
- ◆社会経済情勢の変化に対応するため公共サービスのあり方を検討し、民間活力を積極的に導入・活用して質の高い行政サービスの提供を目指します。
- ◆事務手続きの簡素化や利便性を図り、親しみやすい窓口づくり、わかりやすい市役所づくりを目指します。また、既存庁舎のバリアフリー化を進め、利用しやすい施設を目指します。

〔施策の体系〕



【後期計画】

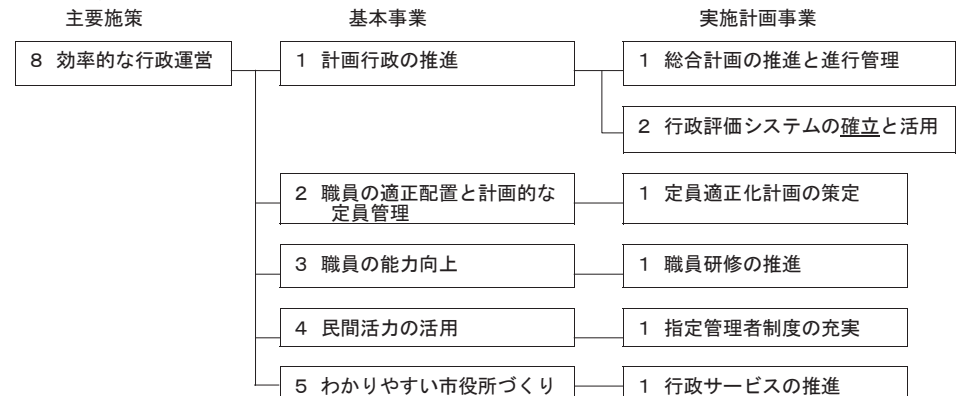
〔現状と課題〕

- ◆本市では、これまで行政サービスの向上と簡素で効率的な行政を目指して、行財政改革推進計画を定め、行政機構のスリム化を図るなど行政改革を積極的に推進してきました。また、事業の必要性・効率性を検討し、経費の節減と行政の質的向上を図ってきました。
- ◆社会経済状況が大きく変化し地方分権が進展する中で、自己決定、自己責任を原則に自立した自治体運営と市民と行政との連携が求められています。行財政改革の推進と市民参画による行政情報の共有、行政評価による施策の評価と事務事業の見直しを進め、効率的な行政運営によるまちづくりが必要です。
- ◆職員は常に自らの意識改革を図り、市民への説明責任を果たし、市民との協働を進めていく遂行能力を養うことが重要です。
- ◆効率的な事務処理を進めるため、組織機構の見直しや適正な人員配置が必要です。
- ◆厳しい財政状況下で、質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供していくためには、積極的に民間活力を導入し活用していくことが必要です。
- ◆市民にとって利用しやすく、わかりやすい市役所づくりが必要です。また、障がいを持つ方、高齢者や車椅子利用者が利用しやすくなるよう、庁舎施設のバリアフリー化を進める必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆行財政改革推進計画を推進し、市民参画による総合計画の推進管理を行い、行政評価システムの確立と活用により市民への説明責任を果たし、効率的な行政運営を目指します。
- ◆定員適正化計画に基づき、職員の適正配置と計画的な定員管理を推進します。また、職員の意識改革を図り、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる職員の養成を推進します。
- ◆社会経済情勢の変化に対応するため公共サービスのあり方を検討し、民間活力を積極的に導入・活用して質の高い行政サービスの提供を目指します。
- ◆事務手続きの簡素化や利便性を図り、親しみやすい窓口づくり、わかりやすい市役所づくりを目指します。また、既存庁舎のバリアフリー化を進め、利用しやすい施設を目指します。

〔施策の体系〕



【 前 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 計画行政の推進

◎市民参画により総合計画の進捗状況、成果、課題の検証を行う進行管理を行います。また、行政評価システムを導入し、計画、実施、点検評価、見直し、改善するマネジメントサイクルを確立して効率的な行政運営を図ります。

2 職員の適正配置と計画的な定員管理

◎名寄市行財政改革推進計画と定員適正化計画に基づき、適正な職員の配置と定員管理を行います。また、簡素で効率的な組織機構づくりに努め、適正な人事配置を行います。

3 職員の能力向上

◎計画的に研修機会の確保を図り、職員としての知識の習得、業務遂行能力、管理能力、マネジメント能力、政策形成能力等について養成します。

4 民間活力の活用

◎公共サービスのあり方を検討し、質の高い行政サービスを提供するため業務内容の点検を行い、業務委託や指定管理者制度の導入と活用を推進します。

5 わかりやすい市役所づくり

◎事務手続きの簡素化や利便性を図り親しみやすく、わかりやすい行政サービスの推進に努めます。既存庁舎のバリアフリー化を進め、安全で利用しやすい市役所づくりに取り組みます。

〔主な計画事業〕

〈前期・後期〉

- 名寄市総合計画推進市民委員会（仮称）の設置・運営
- 行政評価推進事業
- 職員研修事業（派遣研修、集合研修、課題別研修、特別研修）
- 指定管理者制度の周知徹底、公募による民間業者の参入機会の提供

【 後 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 計画行政の推進

◎市民参画により総合計画の進捗状況、成果、課題の検証を行う進行管理を行います。また、行政評価システムを活用し、計画、実施、点検評価、見直し、改善するマネジメントサイクルを確立して効率的な行政運営を図ります。

2 職員の適正配置と計画的な定員管理

◎名寄市行財政改革推進計画と定員適正化計画に基づき、適正な職員の配置と定員管理を行います。また、簡素で効率的な組織機構づくりに努め、適正な人事配置を行います。

3 職員の能力向上

◎計画的に研修機会の確保を図り、職員としての知識の習得、業務遂行能力、管理能力、マネジメント能力、政策形成能力等について養成します。

4 民間活力の活用

◎公共サービスのあり方を検討し、質の高い行政サービスを提供するため業務内容の点検を行い、業務委託や指定管理者制度の導入と活用を推進します。

5 わかりやすい市役所づくり

◎事務手続きの簡素化や利便性を図り親しみやすく、わかりやすい行政サービスの推進に努めます。既存庁舎のバリアフリー化を進め、安全で利用しやすい市役所づくりに取り組みます。

〔主な計画事業〕

- 名寄市総合計画推進市民委員会の設置・運営
- 行政評価推進事業
- 職員研修事業（派遣研修、職場研修、特別研修、自主研修）
- 指定管理者制度の周知徹底、公募による民間業者の参入機会の提供

【前期計画】

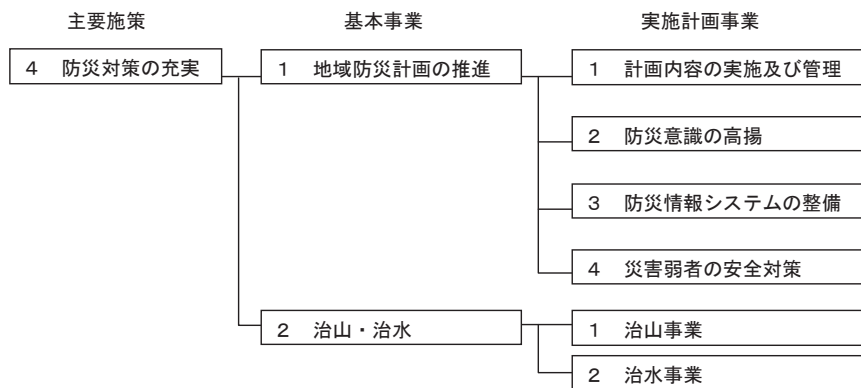
〔現状と課題〕

- ◆本市では近年、大規模な洪水は発生していませんが、短時間集中豪雨型の局所的な大雨被害や台風や低気圧による強風被害が増える傾向にあります。
- ◆市内での地震の発生は極めて少なく、地震による被害はこれまで皆無と言えますが、全国的には大規模地震が多発する傾向にあり、災害への備えと市民の防災意識の高揚が求められます。
- ◆災害から地域を守り、安全で安心なまちづくりに向けて、気象情報など必要な防災情報を迅速に入手して市民に知らせる情報伝達システムの整備や防災訓練の継続的实施、災害弱者の安全な避難対策など、きめ細かな防災対策を講じていかなければなりません。
- ◆山林では伐採や農地の開墾などによる荒廃状態の箇所が見受けられることから、山地の保水力を高めるために緑化を進めなければなりません。
- ◆洪水防止のために護岸工事や樋門へのポンプ場設置などの河川整備が行われてきましたが、ダムや護岸、築堤等の整備、河道の掘削など、さらなる整備が求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆防災対策の充実に向けた具体的な取り組みは、名寄市地域防災計画に盛り込まれた内容を着実に実施していくことが基本になることから、計画内容の進行管理を適切に行う中で効果的・計画的な防災対策を実施していきます。
- ◆荒廃状態にある山地の造林を推進するとともに、河川整備を継続的に実施し、洪水による被害を未然に防ぎます。

〔施策の体系〕



【後期計画】

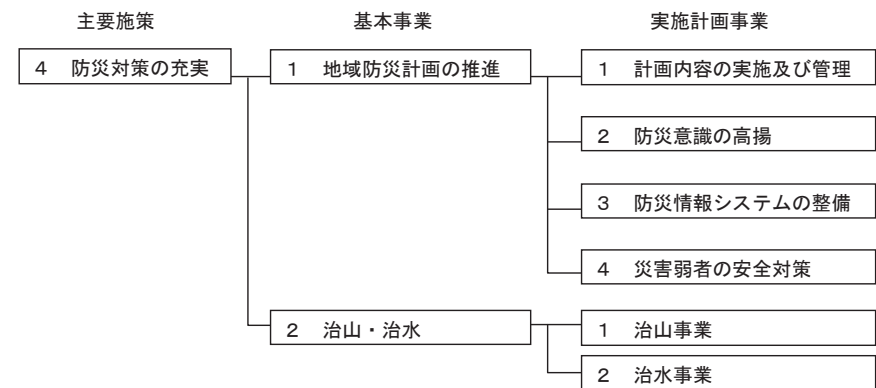
〔現状と課題〕

- ◆本市では近年、大規模な洪水は発生していませんが、短時間集中豪雨型の局所的な大雨被害（平成22年7月では避難勧告を発令した。）や台風や低気圧による強風被害が増える傾向にあります。
- ◆市内での地震の発生は極めて少なく、地震による被害はこれまで皆無と言えますが、全国的には大規模地震（東日本大震災他）が多発する傾向にあり、災害への備えと市民の防災意識の高揚が求められます。
- ◆災害から地域を守り、安全で安心なまちづくりに向けて、気象情報など必要な防災情報を迅速に入手して市民に知らせる情報伝達システムの整備や防災訓練の継続的实施、災害弱者の安全な避難対策など、きめ細かな防災対策を講じていかなければなりません。
- ◆治水事業は、洪水防止のために護岸工事等の河川整備を行ってきましたが、護岸や堤防の整備、川の中にとまった土砂の掘削など、さらなる整備が求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆防災対策の充実に向けた具体的な取り組みは、名寄市地域防災計画に盛り込まれた内容を着実に実施していくことが基本になることから、計画内容の進行管理を適切に行う中で効果的・計画的な防災対策を実施していきます。
- ◆急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りに対しては、住民等の生命や身体に危害が生ずる恐れがあると認められる地域に、危険の周知、警戒避難体制の整備を行います。
- ◆治水事業は、河川整備を継続的に実施し、洪水による被害を未然に防ぎます。

〔施策の体系〕



【 前 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 地域防災計画の推進

◎名寄市地域防災計画に基づき、市民の防災意識の高揚、防災情報システムの整備、防災訓練の継続的实施、災害弱者の安全な避難対策などの取り組みを推進し、全市的な防災態勢の充実を図ります。

2 治山・治水

◎造林の推進により荒廃状態にある山地の保水力を高めるとともに、砂防事業による治山を推進します。
また、河川における危険箇所の掌握と定期的な観測・点検を行うとともに、国・道とも連携し護岸、築堤などの整備やサンルダムの建設を推進します。

◎また、市民の理解と協力を得ながら河川愛護事業の取り組みを推進し、河川の環境保全に努めます。

〔主な計画事業〕

<前期>

- 豊栄川改修事業

<前期・後期>

- 普通河川維持事業（立木伐採、堆積土砂除去）

<後期>

- 同報系防災無線整備事業
- 防災行政無線のデジタル化事業

【 後 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 地域防災計画の推進

◎名寄市地域防災計画に基づき、市民の防災意識の高揚、防災情報システムの整備、防災訓練の継続的实施、災害弱者の安全な避難対策などの取り組みを推進し、全市的な防災態勢の充実を図ります。

2 治山・治水

◎急傾斜地の崩壊や土石流、地滑りに対しては、北海道と連携し、危険地域に対しての住民周知、警戒避難体制の整備を進めます。

◎河川における危険箇所は、定期的な観測・点検を行うとともに、国・道とも連携し護岸、堤防などの整備やサンルダムの建設を推進します。

◎普通河川にあつては、市民の理解と協力を得ながら河川愛護事業の取り組みを推進し、河川の環境保全に努めます。

〔主な計画事業〕

- 豊栄川改修事業（北海道の事業）

- 普通河川維持事業（立木伐採、堆積土砂除去）

- 真狩川整備事業（国の事業）
- 防災情報システムの整備事業

【前期計画】

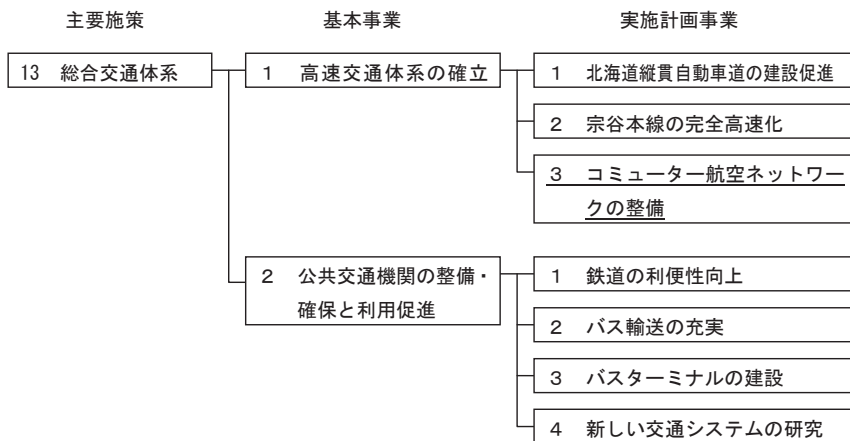
〔現状と課題〕

- ◆北海道縦貫自動車道は、新直轄方式による整備区間 24km（士別剣淵IC～名寄）のうち士別剣淵IC～士別市多寄町間（12km）が、国土開発幹線自動車道建設会議において緊急に整備すべき区間として決定され、平成18年6月に着工されました。国道40号名寄バイパスは、新たに3工区が完成し供用が開始されています。士別剣淵IC～士別市多寄町間の早期完成と名寄ICまでの整備区間決定による事業化の実現及び一般国道自動車専用道路名寄・稚内間の整備について促進していく必要があります。
- ◆鉄道では、平成12年から宗谷本線に特別急行列車が運行されましたが、名寄稚内間は高速化されていないため、完全高速化と利便性や快適性の向上が求められています。
- ◆通勤・通学航空は札幌圏と高速交通空白地域とを結ぶ地域航空ネットワークの形成が必要であり、既存空港間のネットワークの充実に当面運動をしぼり進めます。
- ◆市民の社会生活の多様化に伴い公共交通機関の利用者が減少し、生活バス路線の縮小・廃止など利便性の低下が懸念されています。しかし、公共交通機関は商業や観光はもとより、子供や高齢者などの交通弱者にとっては欠くことができない移動手段であり、安心して暮らせるまちづくりのためには必要不可欠となっています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆北海道縦貫自動車道の早期建設、宗谷本線の高速化や利便性の向上、通勤・通学航空ネットワークの整備など、多様性のある高速交通ネットワークの形成に取り組みます。また、市民生活の利便性を高めるため、利用しやすい交通拠点の整備や公共交通機関の充実に図ります。

〔施策の体系〕



【後期計画】

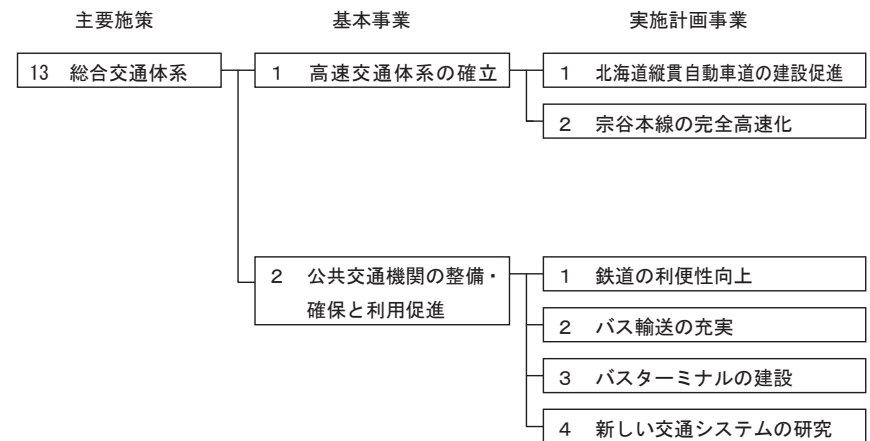
〔現状と課題〕

- ◆北海道縦貫自動車道は、新直轄方式による整備区間 24km（士別剣淵IC～名寄）のうち士別剣淵IC～士別市多寄町間（12km）が、国土開発幹線自動車道建設会議において緊急に整備すべき区間として決定され、平成18年6月に着工されました。国道40号名寄バイパスは、名寄IC～美深IC間の暫定供用が開始されています。士別剣淵IC～士別市多寄町間の早期完成と名寄ICまでの整備区間決定による事業化の実現及び一般国道自動車専用道路名寄・稚内間の整備について促進していく必要があります。
- ◆鉄道では、平成12年から宗谷本線に特別急行列車が運行されましたが、名寄稚内間は高速化されていないため、完全高速化と利便性や快適性の向上が求められています。
- ◆市民の社会生活の多様化に伴い公共交通機関の利用者が減少し、生活バス路線の縮小・廃止など利便性の低下が懸念されています。しかし、公共交通機関は商業や観光はもとより、子供や高齢者などの交通弱者にとっては欠くことができない移動手段であり、安心して暮らせるまちづくりのためには必要不可欠となっています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆北海道縦貫自動車道の早期建設、宗谷本線の完全高速化や利便性の向上、多様性のある高速交通ネットワークの形成に取り組みます。また、高齢者や子どもなど交通弱者に対する対策はもとより、市民生活の利便性を高めるため、利用しやすい交通拠点施設の整備や公共交通機関の充実に図ります。

〔施策の体系〕



【前期計画】

〔基本事業〕

1 高速交通機関

◎高度情報化時代を迎え、経済活動における交通システムも大きく変化しています。この変化に対応すべく幹線道路の高度化や高速道路整備、さらには通勤航空ネットワークの整備を図るなど、多様性のある高速交通ネットワークの形成を推進します。

2 公共交通機関の整備・確保と利用促進

◎鉄道利用者の利便性の確保の観点から、列車ダイヤ等について働きかけます。

◎地域住民の公共交通機関の確保の観点から、地方バス路線維持対策を推進するとともに、地域住民が利用しやすい公共交通体系の確立を目指して、交通弱者の利便性を考慮した新しい交通システムの研究・分析に努めます。

◎名寄駅を中心とした交通網の整備を図る中で、バスターミナルなどの拠点施設の整備を進めます。

〔主な計画事業〕

<前期・後期>

■複合交流施設整備事業

【後期計画】

〔基本事業〕

1 高速交通機関

◎高度情報化時代を迎え、経済活動における交通システムも大きく変化しています。この変化に対応すべく幹線道路の高度化や高速道路整備を図るなど、多様性のある高速交通ネットワークの形成を推進します。

2 公共交通機関の整備・確保と利用促進

◎鉄道利用者の利便性の確保の観点から、列車ダイヤ等について働きかけます。

◎地域住民の公共交通機関の確保の観点から、地方バス路線維持対策を推進するとともに、地域住民が利用しやすい公共交通体系の確立を目指して、交通弱者の利便性を考慮した新しい交通システムの研究・分析に努めます。

◎名寄駅を中心とした交通網の整備を図る中で、バスターミナルなどの拠点施設の整備を進め、市内循環バス等の効率的な運行形態及び利便性の向上を図るよう努めます。

〔主な計画事業〕

■デマンド型交通の導入実施

■コミュニティバス試験運行事業

【前期計画】

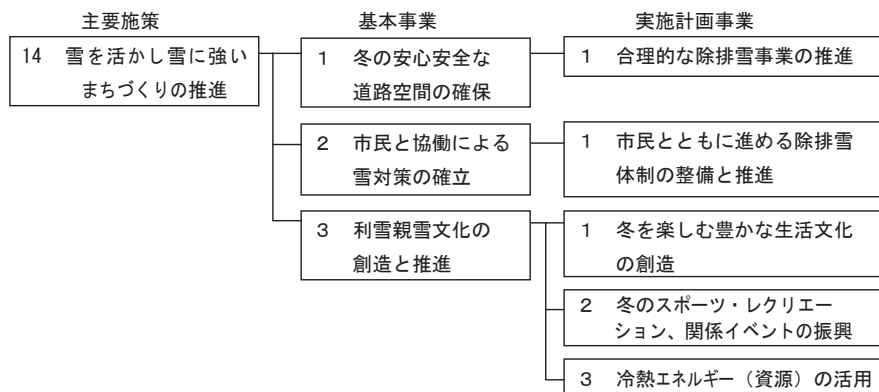
〔現状と課題〕

- ◆雪国にとって除排雪は、冬期間の快適な生活環境を確保するうえで重要な課題の一つとなっております。近年は高齢化が進み、より一層のきめ細かな除排雪が求められており、効率的・効果的な除排雪体制のあり方が問われています。
- ◆本市は全道の中でも降雪量が多い地域であり、積雪や凍結により市民生活に大きな影響を与えているほか、産業活動を阻害する大きな要因となっています。快適で安全な冬の環境づくりを進めるために、凍結道路の安全対策、交差点の除排雪の充実が必要であり、市民の理解と協力を得ながら除排雪体制の確立を図っていくことが求められています。
- ◆旧名寄市の「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念を継承した「利雪・親雪推進市民委員会」からの提言を受け、「冬をさらに親しみ」「冬をもっと楽しむ暮らしづくり」と「より快適な冬の生活環境づくり」を達成するため「名寄の冬を楽しく暮らす条例」を新たに制定しました。また、近年、雪や寒さに対する市民の考えは変わってきており、雪や寒さを活用することや、雪と親しみながらまちづくりを進めることが求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆除排雪機械を計画的に更新するとともに、除排雪に際しては、地域の路線に合った機械配置と雪捨場の確保により作業の効率化を図ります。
- ◆市民の協力のもと堆雪スペースの確保を図ります。
- ◆市民との連携・協力で総合的な除排雪体制を確立し、除排雪水準の向上に努めます。
- ◆冬の自然条件を活かし、名寄らしい北の文化の創造に努めます。
- ◆誰でも雪と寒さに親しめる冬のスポーツやイベントを開催し、魅力あるまちづくりを目指します。
- ◆雪や寒さを利用した冷熱エネルギーの活用を促進します。

〔施策の体系〕



【後期計画】

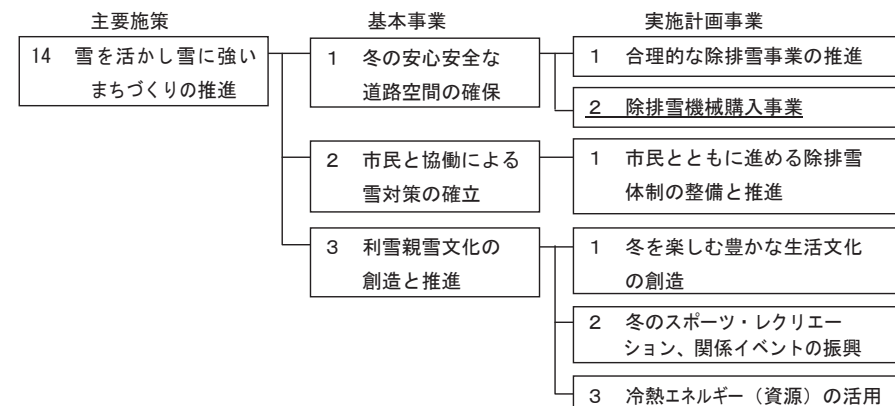
〔現状と課題〕

- ◆雪国にとって除排雪は、冬期間の快適な生活環境を確保するうえで重要な課題の一つとなっております。近年は高齢化が進み、より一層のきめ細かな除排雪が求められており、効率的・効果的な除排雪体制のあり方が問われています。
- ◆本市は全道の中でも降雪量が多い地域であり、積雪や凍結により市民生活に大きな影響を与えているほか、産業活動を阻害する大きな要因となっています。快適で安全な冬の環境づくりを進めるために、凍結道路の安全対策、交差点の除排雪の充実が必要であり、市民の理解と協力を得ながら除排雪体制の確立を図っていくことが求められています。
- ◆利雪親雪は、旧名寄市の「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念を継承した「利雪・親雪推進市民委員会」からの提言を受け、「冬をさらに親しみ」「冬をもっと楽しむ暮らしづくり」と「より快適な冬の生活環境づくり」を達成するため「名寄の冬を楽しく暮らす条例」を新たに制定しました。また、近年、雪や寒さに対する市民の考えは変わってきており、雪や寒さを活用することや、雪と親しみながらまちづくりを進めることが求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

- ◆除排雪事業は、除排雪用大型機械を計画的に更新するとともに、除排雪に際しては、地域の路線に合った機械配置と雪捨場の確保により作業の効率化を図ります。
- ◆住宅周りなど身近な除排雪は、市民との協働で総合的な除排雪体制を確立すると共に、除排雪助成事業の推進に努めます。
- ◆冬の自然条件を活かし、名寄らしい北の文化の創造に努めます。
- ◆誰でも雪と寒さに親しめる冬のスポーツやイベントを開催し、魅力あるまちづくりを目指します。
- ◆雪や寒さを利用した冷熱エネルギーの活用を促進します。

〔施策の体系〕



【 前 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 冬の安心安全な道路空間の確保

◎冬期間の安全な道路環境と快適な生活の確保のため、合理的な除排雪事業を推進するとともに、市民と行政の連携・協力を推進し除排雪水準の向上に努めます。

2 市民と協働による雪対策の確立

◎総合的な除排雪体制は、市民の理解を得て行政が行う除排雪と地域・市民負担で行う除排雪を区分し、市民とともに総合的な除排雪体制を確立していきます。

◎除雪に伴う路側への堆雪や雪捨場の確保には、市民の理解と協力が得られるよう努めます。

3 利雪親雪文化の創造と推進

◎個性的で魅力ある文化や芸術活動が根付くよう努めるとともに、北国の冬の衣・食・住の知恵と地域の素材を活かして名寄らしい北の暮らしの推進を図るとともに、健康の森や道立公園をはじめとした施設を活用し、雪と寒さに親しめ魅力あるイベントの開催を図ります。

◎また、雪を活用した農産物貯蔵施設の運用を通して、冷熱エネルギーの活用と研究を図り、さらに雪や寒さを活用した産業の育成を図ります。

〔主な計画事業〕

<前期・後期>

■市道除雪事業

■市道排雪事業（カット排雪）

■除排雪助成事業（排雪ダンプ助成・市道及び私道除排雪助成）

■名寄市ホワイトマスターの推奨

【 後 期 計 画 】

〔基本事業〕

1 冬の安心安全な道路空間の確保

◎合理的な除排雪事業を推進するとともに、市民と行政の連携・協力を推進し除排雪水準の向上に努めます。

2 市民と協働による雪対策の確立

◎市民の理解を得て行政が行う除排雪と地域・市民負担で行う除排雪を区分し、市民とともに総合的な除排雪体制を確立していきます。

3 利雪親雪文化の創造と推進

◎個性的で魅力ある文化や芸術活動が根付くよう努めるとともに、北国の冬の衣・食・住の知恵と地域の素材を活かして名寄らしい北の暮らしの推進を図るとともに、健康の森や道立公園をはじめとした施設を活用し、雪と寒さに親しめ魅力あるイベントの開催を図ります。

◎また、雪を活用した農産物貯蔵施設の運用を通して、冷熱エネルギーの活用と研究を図り、さらに雪や寒さを活用した産業の育成を図ります。

〔主な計画事業〕

■市道除雪事業

■市道排雪事業（カット排雪）

■道路除排雪事業（排雪ダンプ助成・市道及び私道除排雪助成・風連市街地区国道及び道道排雪助成）

■名寄市ホワイトマスターの推奨

■除雪機械購入事業

I 市民と行政との協働によるまちづくり

主要施策名	後期事業名 【 】は前期事業名	内容	新規 継続	担当課
コミュニティ活動の推進	地域コミュニティ施設改修整備事業	風連地区8か所の集会所改修整備	新規	地域住民課
情報化の推進	ポータルサイト更新事業	市ポータルサイトのジャンル構成及び総体レイアウトの更新	新規	情報広報課
	総合行政システム機器更新事業	STARSのサーバー機器及び窓口用端末の更新	新規	情報広報課
	情報提供システム再構築事業	市ポータルサイト作成システムの再構築	新規	情報広報課
	イントラネット機器等更新事業	イントラネットに係るハードウェア及びソフトウェアの更新	後期	情報広報課
	文書管理システム導入事業	文書管理システム構築	後期	情報広報課
健全な財政運営	衛星画像データ導入事業	固定資産税課税業務に係る衛星画像データ撮影	継続	税務課
効率的な行政運営	智恵文支所施設整備事業	ボイラー、放熱器・配管の更新	新規	智恵文支所

III 自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり

【総務部会】

主要施策名	後期事業名 【 】は前期事業名	内容	新規 継続	担当課
防災対策の充実	防災情報システムの整備事業	コミュニティFMの全市受信化	新規	防災
総合交通体系	都市再生整備計画事業 なよろ地区 コミュニティバス試験 運行事業	実証試験運行、試験運行車両導入	継続	企画課
	デマンド型交通の導入実施	デマンド型交通導入	継続	企画課